



放送基準

福井放送株式会社

F B C 放送基準

前 文

F B Cの使命は人類の平和・社会の秩序・公共の福祉・産業経済の繁栄・文化の向上に貢献することにある。

F B Cは放送の品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公共性を貫き、広告・宣伝の真実に徹して民間放送の権威を高める責任を自覚する。また地域の産業の振興に重点を置くとともに番組全般について郷土色を発揮するよう努める。このためF B Cは視聴者と番組提供者の相互理解と協力のもとに次の各条項を守る。

放送基準

次に掲げる一般基準と番組基準および広告基準の三基準はすべての放送番組及び広告の企画・制作・実施に当って守るべき基本方針を示すもので、細目については「日本民間放送連盟放送基準」を準用する。

〔I〕 一般基準

この基準はすべての放送に適用される。

社会に関する条項

1. 人命を尊重し、プライバシーを侵すような取り扱いをしない。個人情報の取り扱いには十分注意する。
2. わかりやすく正しい話し言葉の普及につとめる。
3. 国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いをしない。人種・民族・その国や地域の人々・国家・国情に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。
4. 国民生活に重大な影響を及ぼす社会公共問題については慎重を期し意見が対立しているときは公平に取り扱いその出所を明らかにする。
5. 法律や社会正義にそむく行為に共感を起させたり、あるいは他人に模倣の意欲を起させたりするような取り扱いをしない。
6. 公の秩序や善良な風俗に反する行為・習慣を是認するような取り扱いをしない。
7. 家庭生活については、これを尊重するとともに、多様な価値観を踏まえ一面的な取り上げ方にならないよう注意する。
8. 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
9. 性に関する表現は、過度な興味本位に陥ったり、露骨になり過ぎたりしないよう、取り扱いに注意する。
10. 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学や衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。
11. 犯罪手口の描写は慎重に取り扱う。
12. 賭ばくに関する表現は控え目にし魅力的に取り扱わない。
13. ニュースと混同しやすい表現は用いない。
14. 放送内容は、放送時間と視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないように注意する。
15. 放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する。
16. 外国作品を取り上げるときや海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮し慎重に取り扱う。
17. 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）は、公正とはいえず、放送に適さない。
18. 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。
19. 放送音楽の扱いは、別に定める「放送音楽などの取り扱い内規（民放連）」による。

20. 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。さらに、選考にあたっては公正な取り扱いを期する。
21. 芸術作品でその構成上、基準により難しいものは公共性と社会的影響とを考慮して特に慎重に取り扱う。

経済に関する条項

1. 個人・団体・職業・企業を中傷したりこれらに不当に利益を与えたり、または不利益を与えるような内容や表現は避ける。
2. 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避けることはもちろん、特に経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

政治に関する条項

1. 政治に関する放送は一党一派にかたよらず公平に取り扱う。
2. 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
3. 政治に関する放送の中で発表される意見は、放送局の意見と誤解されないように注意する。
4. 政党の政策討論会などの放送にあたっては、関係法令に留意し、選挙放送の番組編集の自由と政治的公平の原則に配慮する。

宗教に関する条項

1. 信教の自由を尊重し、他宗・他派を誹謗中傷したり、信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。
2. 宗教の教義、儀式にかかわる事物を取り扱う場合は、その宗教の尊厳を傷つけないように注意する。宗教とは直接的な関係がない場面でそれらを用いる場合は特に注意する。
3. 特定宗教のための寄付の募集は取り扱わない。
4. 迷信は肯定的に取り扱わない。

〔Ⅱ〕 番組基準

この基準は次の各種番組の適正を保つため特に守るべき事項を示す。

(1) 報道番組

報道番組とは社会にとって重要なあるいは興味と関心のある出来事や動き及び意見を速報しまたは解説する番組をいう。なお、日常の取材・報道活動にあたっては「FBC報道ガイドライン」を遵守する。

1. 報道活動はすべての干渉を排し事実に基づき、客観的かつ正確、公正でなければならない。
2. ニュースの表現は残虐・悲惨などの感情を極端に刺激しないように注意する。
3. ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
4. ニュースの中で意見を取り扱うときは、その出所を明らかにする。
5. 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報提供者の保護や人権保護の目的で情報源を秘匿しなければならない場合にはこれを貫く。
6. ニュースおよびニュース解説のコマーシャルは、番組内容と混同されないように分離する。
7. ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

(2) 教育・教養番組

教育・教養番組とは、一般精神文化のみならず広く生活文化についての知識を深め豊かな情操を養い円満な常識をつちかう番組をいう。

1. 番組内容の一部や引例が適切でないため制作意図に反して視聴者に好ましくない印象を与えることのないように注意する。
2. 社会に悪影響を及ぼす安易な模倣を誘発しないよう注意する。
3. 宗教番組では他宗・他派をひぼうしない。
4. 信仰、修養などによって傷病が治るといような科学を否定する内容は取り扱わない。ただし伝統的なものの取り扱いには内容を踏まえて判断する。
5. 医療および薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・混乱・楽観などを与えないように注意するとともに、適切な医療を受ける機会が失われることのないよう十分に配慮する。
6. 教育番組は学問・芸術・技術・技芸・職業などの専門的内容を系統的に取り扱い、それぞれの視聴対象に必要な知識・技能を啓発または指導する番組をいい学術研究など専門的事項に関しては放送基準の諸規定にかかわらず、良識に基づいて具体的または詳細に取り扱うことができる。

(3) 児童・青少年教養番組

児童・青少年番組とは、児童および青少年の人間形成に与える影響を考慮してその健全な常識と豊かな情操を養う番組をいう。

1. 社会通念に照らし、児童の心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現は避けなければならない。
2. 暴力・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
3. 児童および青少年がその品物を持っていないと他の児童および青少年に劣るとか軽視されるとか思わせないように注意する。
4. 児童および青少年にふさわしくない好奇心や冒険心を起させないように注意する。
5. 放送時間に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する。

(4) 娯楽番組

娯楽番組とは健全な楽しみや安らぎを提供して生活内容を豊かにする番組をいう。

1. 不快な感じをいだかせるような下品、卑わいな表現や言葉は使わない。
2. 地域の文化や風習、言葉を尊重し、それを日常としている人々に不快感を与えないように注意する。
3. 障害や病気に触れる時は、同じ障害や病気に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
4. 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。
5. 凶器の使用はなるべく少なくし模倣の動機を与えないようにつとめる。
6. 犯罪容疑者の逮捕や取り調べの方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。
7. 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐行為その他肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。
8. 虐待や人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。
9. 麻薬や覚醒剤などの薬物を使用する場面は、視聴者に与える影響を十分に考慮し、慎重に取り扱う。
10. 心中・自殺その他人命を軽視する言動を是認するような取り扱いはしない。古典または芸術作品についても慎重を期する。
11. 武力・暴力や社会的に賛否のある事柄を表現する時は、特に青少年に対する影響を考慮しなければならない。
12. 性犯罪や性暴力、性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。また、被害者の心情に配慮する。
13. 性に関する描写または表現は性に未熟な視聴者を考慮して慎重に取り扱う。
14. 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも過度に官能的刺激を与えないように注意する。
15. 視聴者参加番組については参加の機会を均等に広く一般視聴者に及ぶようにつとめる。
16. 視聴者参加番組の審査は出演者の技能に応じて公正を期する。

17. 視聴者参加番組は単に報酬または賞金・賞品によって過度に射幸心を刺激することのないように注意する。
18. 視聴者参加番組では、企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えたりしてはならない。また、個人情報の取り扱いには注意する。
19. 視聴者参加番組に児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。また、報酬や賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。

〔Ⅲ〕 広告基準

広告に関する放送は視聴者の経済生活と産業経済の発展に資するもので関係法令に従い真実を伝えるとともに番組の内容とよく調和するようにつとめる。

なお広告の取り扱いの細部については日本民間放送連盟放送基準の広告についての基準によるが、その実施にあたっては地域の視聴者の感情には特段に配慮し、かつ放送局としての独自性をそこなわないものとする。

以 上

F B C 放 送 基 準		
昭和34年 7月18日	制	定
昭和60年 5月25日	一部	字句修正
昭和60年 6月 1日	改訂版	発行
昭和60年12月 7日	一 部	改 正
昭和61年 4月26日	一 部	改 正
昭和61年 7月 1日	改訂版	発行
平成 5年 6月 1日	再 版	発行
平成12年 3月 1日	一 部	改 正
平成12年 4月 1日	改訂版	発行
平成16年 1月22日	一 部	改 正
平成16年 4月 1日	改訂版	発行
平成21年 5月 1日	改訂版	発行
平成26年11月 1日	改訂版	発行
平成28年 3月 1日	改訂版	発行
令和 5年 4月 1日	一部	字句修正